



# 横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和元年度実施状況報告



令和2年9月10日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和元年度の取組の実施状況を報告します。(第15条)

## I 横浜市の体制(第4条関係)

各区こども家庭支援課の「虐待対応調整チーム」と4か所の児童相談所が協力し、双方の連携強化と人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。

### 1 通告受理機関への職員の適正配置(第4条第4項関係)(P.2~3)

- ・児童相談所に児童福祉司21人、弁護士1人を増員(令和2年度:児童福祉司44人増員)
- ・区こども家庭支援課に児童虐待対応等の機能強化のために係長3人を増員(令和2年度:係長2人増員)

### 2 区と児童相談所の連携強化、専門的な職員の育成(第4条第4項関係)(P.3~4)

- ・区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実際を学ぶ実地研修の実施
- ・専門的な職員育成のための職員研修の実施
- ・児童精神科医によるコンサルテーションの実施
- ・児童福祉法等改正をふまえた法定研修の実施
- ・区虐待対応調整チームへのスーパーバイザー派遣

## II 市の責務(第4条関係)

児童虐待防止のため、市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化など、必要な施策を実施しました。

### 1 子育て支援事業の充実(第4条第1項関係)(P.4~7)

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業による養育者支援の実施
- ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施(22→23か所)
- ・横浜子育てパートナー(地域子育て支援拠点における利用者支援事業)の実施(21→23か所)
- ・親子のつどいの広場事業の実施(63→66か所)
- ・認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施
- ・私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施(30→31か所)
- ・乳幼児一時預かり事業の実施(22→23か所)
- ・保育所等での一時保育事業の実施
- ・横浜子育てサポートシステム事業の実施

### 2 児童虐待の予防・早期発見のための取組(第4条第2項関係)(P.7~10)

- ・産後母子ケア事業の実施
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施
- ・子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターを配置(6→11区)
- ・「にんしんSOSヨコハマ」の運営
- ・ファミリーサポートクラスの実施
- ・産婦健康診査事業の実施
- ・母子生活支援施設を活用した、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援のための妊娠期支援事業の実施
- ・医療機関における情報提供書を活用した情報提供による連携の強化

## II 市の責務(第4条関係)つづき

### 3 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援(第4条第3項関係)(P.10~12)

- ・関係機関向け研修の実施【区・局・児童相談所】
- ・横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の活動
- ・各区と医療機関の連絡会の開催

### 4 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化(第4条第5項関係)(P.13)

- ・代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」の開催
- ・実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催

### 5 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項関係)(P.14)

- ・精神科医や臨床心理士による面接相談等の実施【区】
- ・産後うつ対策に向けた医療機関等の関係機関連携を図る検討会の実施
- ・おやこの心の相談事業をモデル区3区で実施

### 6 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施(第4条第7項関係)(P.14~16)

#### ア 親になるための準備

- ・小・中学生を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施【区】

#### イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証

- ・重篤事例等検証委員会を開催し、30年度に発生した虐待による重篤事例3件の検証を実施

#### ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

- ・養育者の育児不安や悩みの解消のための区民向け講演会、研修、交流会等の実施【区】

#### エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- ・児童相談所職員等に対する面接技術や診察等に関する知識・技術の向上のための研修の実施
- ・児童相談所が在宅で支援をしている子どもを対象に夏季キャンプや調理実習などのレクリエーションの実施

#### オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

- ・児童支援専任教諭を全小学校へ配置
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置
- ・教職員に対する児童虐待対策研修の実施
- ・放課後児童育成事業関係者への啓発・研修の実施

## III 市民の責務(第5条関係)・関係機関等の責務(第7条関係)

市民及び関係機関の責務として、条例の基本理念を理解して、児童虐待防止に努め、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告することとなっています。

### 1 関係機関等の虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等(第7条第1項、第3項、第5項関係)(P.17~20)

- ・横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組
- ・教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動

### 2 速やかな通告、子供の安全の確認及び安全の確保への協力(第5条第3項関係、第7条第3項関係)(P.20)

- ・児童虐待に係る通告・相談の経路別件数(総数10,998件)  
→警察等 4,284件、児童相談所 1,064件、家族・親戚 1,062件、福祉保健センター 987件、学校 861件、近隣・知人 822件、その他関係機関等 1,918件

#### Ⅳ 通告及び相談に係る対応等(第8条関係)

通告受理機関(児童相談所、区子ども家庭支援課)は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い子どもの安全の確認を迅速に行いました。

##### 1 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置(第8条第1項関係)(P.21～22)

- ・児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数  
(対応件数:10,998件(区役所:3,947件、児童相談所:7,051件))

##### 2 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備(第8条第2項関係)(P.22)

- ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間365日、フリーダイヤル)での相談・通告の受付(受付件数:3,218件)

##### 3 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり(第8条第3項関係)(P.22)

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」からの本市への接続(515件)

#### Ⅴ 情報の共有等(第9条関係)

子どもを虐待から守るため、市及び関係機関は、情報の共有、要保護児童対策地域協議会等で相互の連携・協力を図り、ケースの最新情報の把握や支援方法の確認を行いました。また他都市との引継ぎ等を行い、要保護児童の継続的な支援を行いました。

##### 1 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備(第9条第1項関係)(P.23～24)

- ・児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有(1,529件)
- ・要保護児童等進行管理会議の開催
- ・市立学校に在籍する要保護児童等の全数情報共有
- ・進行管理台帳への登録(元年度末4,729人)
- ・個別ケース検討会議の開催(1,785回開催)

##### 2 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項関係)(P.24)

- ・他都市への送付(582件)
- ・他都市からの受理(451件)
- ・市内移管(481件)

#### Ⅵ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)

関係機関と連携し、虐待を受けた子どもに対する適切な保護、心身の健全を図るための支援を行いました。

##### 1 関係機関との連携、子供の適切な保護及び支援(第10条第1項関係)(P.24)

- ・保育所等での被虐待児の見守りの実施
- ・児童家庭支援センターによる養育家庭の支援(12→15か所)

##### 2 医療機関、学校、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力(第10条第2項関係)(P.24)

- ・横浜市子育てSOS連絡会の構成員による取組、虐待の通告・連絡等の協力(再掲)

##### 3 児童福祉法に基づく権限の行使、警察への援助要請(第10条第3項、第4項関係)(P.25)

- ・児童福祉法に基づく一時保護の実施(2,007件、うち児童虐待 1,176件)
- ・立入調査(1件)、出頭要求(2件)
- ・警察への援助要請(8件)
- ・児童相談所における弁護士相談

#### Ⅶ 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等(第10条関係)つづき

##### 4 措置、一時保護等の解除時の再統合や家庭的環境での生活等への配慮(第10条第5項関係)(P.26～27)

- ・施設等退所後児童アフターケア事業の実施
- ・資格等取得支援事業の実施
- ・里親・ファミリーホームへの委託、未委託里親へのスキルアップ研修の実施

#### Ⅷ 虐待を行った保護者への支援、指導等(第11条関係)

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。

##### 1 虐待を行った保護者に対する子供との良好な関係を再構築するための支援(第11条第1項関係)(P.27)

- ・親子関係の再構築と子どもの家庭復帰のための家族再統合事業の実施
- ・子どもの養育に不安を持つ保護者へのカウンセリング、相談などの実施【区】

##### 2 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援(第11条第2項関係)(P.28)

- ・児童虐待の問題を抱える家庭への養育支援家庭訪問事業の実施(家庭訪問員の訪問、養育支援ヘルパーの派遣)
- ・医療機関委託による、保護者に対するカウンセリング強化事業の実施

#### Ⅷ 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等(第12条関係)

健やかな妊娠と出産のため、妊娠健康診査や歯科健査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。

##### 1 母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるための支援(第12条第1項関係)(P.29)

- ・妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料券交付による受診勧奨
- ・妊娠届出時の看護職等による面談の実施(再掲)
- ・母親教室・両親教室を全区で実施

##### 2 妊娠中の女性の配偶者・同居者の配慮を支援するための取組(第12条第2項関係)(P.29)

- ・夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施【区】

##### 3 産婦人科を有する医療機関における、さまざまな施策等の周知のための取組(第12条第3項関係)(P.30)

- ・各種リーフレットを産婦人科医療機関等に配布し、市民に周知  
(「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」など)

#### Ⅸ 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を拡充して実施しました。

##### 1 児童虐待防止の取組と理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定める。(第13条第1項関係)(P.30～32)

- ・リーフレット「STOP!子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」の配布、オレンジリボンたすきリレーへの参加・啓発等
- ・包括連携協定の取組の一環として、オレンジリボンキャンペーン等を企業と連携して実施
- ・区民向けのイベントや区民まつり等での啓発、講演会等の実施【区】



令和2年9月10日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局



令和元年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく  
実施状況報告書

令和2年9月

横浜市



## 目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
（1） 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2） 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）	3
（3） 専門的な職員の育成（第4条第4項）	3
2 市の責務（第4条関係）	4
（1） 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	4
（2） 児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	7
（3） 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	10
（4） 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	13
（5） 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	14
（6） 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める（第4条第7項）	14
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	17
（1） 虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項）	17
（2） 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）	20
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	21
（1） 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	21
（2） 通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	22
（3） 通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	22
5 情報の共有等（第9条関係）	23
（1） 保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係）	23
（2） 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）	24
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	24
（1） 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）	24

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援 についての市への協力（第 10 条第 2 項） .....	24
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項） .....	25
(4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項） .....	25
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項） .....	26
<b>7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係） .....</b>	<b>27</b>
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項） .....	27
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項） .....	28
<b>8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係） .....</b>	<b>29</b>
(1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受ける よう努める（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身 体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第 12 条第 2 項） .....	29
(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る（第 12 条第 3 項） .....	30
<b>9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係） .....</b>	<b>30</b>
(1) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条） .....	30
(2) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条） .....	32
資料 .....	33

## はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

横浜市のこれまでの取組では、平成23年、24年度の「児童虐待対策連携強化プロジェクト」により示された方針に基づき、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針（以下、「連携強化指針」という。）」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。

これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。これまでの児童相談所に加え、市民により身近な区のこども家庭支援課が、通告受理機関として広く周知されたことにより、児童虐待の早期発見及び未然防止に向けた支援を充実しました。

一方、児童相談所は専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、区に対する必要な支援を行うとともに、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行うなど、子どもの最善の利益を実現するために、区と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所としての役割を果たしています。

さらに、区と児童相談所それぞれの専門性を発揮して児童虐待対応に当たるために、局こども家庭課は、平成26年度から区と児童相談所の業務実地指導を開始し、連携強化指針に基づいた業務の遂行を推進しました。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、親権者等による体罰の禁止や児童の意見表明権の保障等、児童の権利擁護が一層強化されました。また、市町村及び児童相談所の体制強化や、関係機関間の連携強化等が示されました。本市では、この改正を踏まえ、引き続き児童虐待の8つの対策を推進し、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組みました。

以下、本報告書では、令和元年度の条例に関する取組等について報告します。

# 1 横浜市の体制（第4条関係）

## (1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

### ア 児童相談所組織・構成

平成31年4月現在の職員数は職員317人です。

【参考】その他職員 計120人（再任用3人 嘱託117人）

令和元年度には児童福祉司を21人、弁護士1人を増員し、初期対応後の継続的な支援、社会的養護に関する支援の充実、法的対応力の強化を図りました。

平成31年4月12日現在

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
設置年月日	昭和31年11月1日	平成19年6月25日	昭和49年10月1日	平成7年4月24日
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建	鉄筋コンクリート造地上2階建	鉄筋一部鉄骨コンクリート造 地上6階地下1階建
敷地面積	1,967.97㎡	1,356.14㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 〔保護所〕	4,476.47㎡（内児相分3,928.72㎡） ※保護所含む	3,129.76㎡（内児相分2,697.27㎡） ※保護所含む	961.65㎡ 〔1501.74㎡〕	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 〔997.48㎡〕
組織図	<p>所長</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務係長 事務 4           <ul style="list-style-type: none"> <li>事務(1)</li> <li>運転者(1)</li> </ul> </li> <li>一時保護係長 児童指導員 4           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士15</li> <li>保育士(8)</li> <li>保健師 1</li> <li>心理療法士(1)</li> <li>学習指導員(4)</li> <li>栄養士(1)</li> </ul> </li> <li>自立支援担当係長 児童指導員 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士 3</li> <li>保健師 1</li> <li>心理療法士(1)</li> <li>学習指導員(2)</li> </ul> </li> <li>虐待対応・地域連携課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>担当係長 事務 1</li> <li>担当係長 社会福祉 2               <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>連携対応専門幹(1)</li> <li>おたけ相談員(9)</li> <li>虐待対応専門員(9)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>支援課長           <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調整係長 相談調査員 5               <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調査員(2)</li> <li>電話相談担当 1</li> <li>電話相談員(2)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長 児童福祉司 9               <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長</li> <li>支援係長 児童福祉司 28               <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>里親対応専門員(1)</li> <li>養育支援家庭訪問員(2)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>障害児支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>こころのケア係長 児童心理司 8               <ul style="list-style-type: none"> <li>心理判定員(1)</li> <li>看護師 1</li> <li>精神科医師(3)</li> <li>小児科医師(4)</li> </ul> </li> <li>法務担当課長</li> <li>医務担当課長(担当部長)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 114人 再任用職員 0人 嘱託職員 47人 計161人（ほか委嘱医師等7人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談調整係長 相談調査員 3 (再任用職員1含む) 相談調査員(1)</li> <li>担当係長 庶務 2           <ul style="list-style-type: none"> <li>運転者(1)</li> <li>施設業務員(2)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長 児童福祉司 6           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長</li> <li>支援係長 児童福祉司 15           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員(2)</li> <li>里親対応専門員(1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>障害児支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>こころのケア係長 児童心理司 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>心理判定員(1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師(3)</li> <li>小児科医師(2)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長(担当課長)</li> <li>一時保護係長 児童指導員 3 (再任用職員1含む)           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士11</li> <li>保育士(5)</li> <li>調理員 1</li> <li>調理員(3)</li> <li>看護師(2)</li> <li>心理療法士(1)</li> <li>学習指導員(4)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 60人 再任用職員 2人 嘱託職員 24人 計86人（ほか委嘱医師等5人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護所担当課長</li> <li>相談調整係長 相談調査員 4 相談調査員(2)</li> <li>担当係長 庶務 2           <ul style="list-style-type: none"> <li>運転者(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長 児童福祉司 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長</li> <li>支援係長 児童福祉司 16           <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師 1</li> <li>養育支援家庭訪問員(2)</li> <li>里親対応専門員(1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>障害児支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>こころのケア係長 児童心理司 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>心理判定員(1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師(5)</li> <li>小児科医師(1)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長(担当課長)</li> <li>一時保護係長 児童指導員 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士15</li> <li>保育士(5)</li> <li>保健師 2</li> <li>看護師 1</li> <li>心理療法士(1)</li> <li>学習指導員(4)</li> <li>栄養士(1)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 72人 再任用職員 0人 嘱託職員 22人 計94人（ほか委嘱医師等6人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護所担当課長</li> <li>相談調整係長 相談調査員 4 相談調査員(1)</li> <li>担当係長 庶務 3           <ul style="list-style-type: none"> <li>運転者(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長 児童福祉司 6           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>虐待対応協力員(1)</li> </ul> </li> <li>相談指導担当係長</li> <li>支援係長 児童福祉司 18           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健師 1</li> <li>社会福祉 1 (再任用職員1含む)</li> <li>養育支援家庭訪問員(2)</li> <li>里親対応専門員(1)</li> </ul> </li> <li>家庭支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>障害児支援担当係長 児童福祉司 1</li> <li>こころのケア係長 児童心理司 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>心理判定員(1)</li> <li>保健師 1</li> <li>精神科医師(3)</li> <li>小児科医師(5)</li> </ul> </li> <li>医務担当係長(担当課長)</li> <li>一時保護係長 児童指導員 5           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育士12</li> <li>保育士(11)</li> <li>保健師 2</li> <li>心理療法士(1)</li> <li>学習指導員(4)</li> <li>運転者(1)</li> </ul> </li> </ul> <p>正規職員 71人 再任用職員 1人 嘱託職員 24人 計96人（ほか委嘱医師等8人）</p>

・（ ）内は嘱託職員 （ ）内は嘱託委嘱医師

■ 総職員数 437人 [正規職員 317人 再任用職員 3人 嘱託職員 117人] (ほか委嘱医師 計26人)



イ 区こども家庭支援課の虐待対応調整チーム職員配置

平成26年度から、各区こども家庭支援課に、担当係長、専任保健師1人、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを設置しています。

令和元年度に区の児童虐待対応等の機能強化のため、係長3人を増員しました。

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第4項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区こども家庭支援課と児童相談所職員の実地研修

平成24年度から実施している実地研修は、区こども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区こども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区こども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 実地研修実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
区こども家庭支援課職員（人）	26	25	25	19	23
区こども家庭支援課責任職（人）	17	14	9	11	9
児童相談所職員（人）	17	22	18	18	22
児童相談所責任職（人）	7	4	4	1	3

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
児童相談所 職員研修	150	2,226	171	2,572	188	3,030	175	3,111	231	4,086
区職員研修 (局主催)	14	714	13	391	8	366	7	421	9	525
区職員研修 (区主催)	163	4,013	127	2,844	93	2,718	94	2,369	65	1,431

## イ 法定研修

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法第13条第3項第5号、同条第8項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則第6条第11号及び第12号に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられました。

表 法定研修実施状況

		29年度 修了者数	30年度 修了者数	元年度 修了者数
児童福祉司任用前講習会	児童相談所（人）	31	52	51
	区こども家庭支援課（人）	18	9	0
児童福祉司任用後研修（人）		13	82	43
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）		6	6	5
調整担当者研修（人）		-	19	24

## ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区こども家庭支援課の職員が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和元年度 12回／年】

## エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、実効性のある助言や指導を行う事業を行っています。

【派遣回数 令和元年度 36回／年】

## 2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

### （1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

#### ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委嘱し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者集合研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
訪問件数（件）	28,152	27,723	26,348	26,198	22,691

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
訪問員委嘱人数（人）		897	915	928	926	917
新任者 研修	実施回数（回）	2	2	2	2	2
	参加者数（人）	109	97	143	99	70
現任者 研修	実施回数（回）	3	3	3	3	3
	参加者数（人）	699	749	756	681	746
合計	実施回数（回）	5	5	5	5	5
	参加者数（人）	808	846	899	780	816

#### イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	594	525	526	461	412
	訪問回数（回）	3,782	3,880	4,462	3,775	3,582
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	64	58	64	76	61
	訪問回数（回）	1,490	1,423	1,615	2,209	1,829

#### ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的な子どもの預かりを行うことで、子どもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ショートステイ（件）	721	400	493	715	830
トワイライトステイ（件）	2,570	2,425	2,352	2,667	2,512
休日預かり（件）	1,392	1,648	2,204	2,306	2,610

## エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

さらに、平成27年度から乳幼児人口の多い区には、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを設置することとし、令和元年度までに5か所の整備を行いました。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	19 (18)	20 (18)	21 (20)	22 (21)	23 (23)
延べ利用者数（人）	494,598	508,219	507,101	522,651	467,858
延べ相談件数（人）	52,099	53,707	58,846	61,589	59,090

## オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間との団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施施設数（か所）	54	57	61	63	66
延べ利用者数（組）	106,101	110,836	107,218	110,857	96,538

## カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・私立保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施園数（か所）	36	36	37	38	37
延べ利用者数※（人）	59,538	66,570	64,410	58,712	46,937

※ 子どもの数

## キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施園数（か所）	23	23	28	30	31
延べ利用者数（組）	37,753	39,219	41,160	42,926	38,432

## ク 乳幼児一時預かり事業

子育てに対する負担感や不安感の軽減と、待機児童対策を目的に、理由を問わない子どもの一時的預かり事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施施設数（か所）	19	22	22	22	23
延べ利用者数（人）	82,914	87,304	85,150	88,124	85,716

## ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
民間保育所等	実施施設数（か所）	351	388	415	418	423
	利用者数（人）	143,385	137,790	133,642	124,271	109,886
市立保育所	実施施設数（か所）	46	46	46	44	43
	利用者数（人）	14,205	15,172	14,777	11,528	8,391
横浜保育室	実施施設数（か所）	99	84	52	50	39
	利用者数（日分）	9,722	7,731	5,331	3,828	2,877

## コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中で子どもを預かってほしい人と子どもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
機能強化支部（拠点）事務局（か所）	17	18	18	18	18
区支部（区社協）事務局（か所）	1	0	0	0	0
会員数（人）	11,211	12,211	13,138	14,187	14,935
活動援助実績（件）	53,791	55,767	57,935	59,401	60,908

## （2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

### ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ショート ステイ	利用実人数(人)	96	145	199	249	268
	利用延日数(日)	512	797	1,037	1,322	1,428
デイケア	利用実人数(人)	46	69	94	153	188
	利用延日数(日)	178	284	326	599	720
訪問型	利用実人数(人)			85*	663	843
	利用延件数(件)			130*	1,295	1,592

\* 平成30年1月～3月までの実績

#### イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
妊娠の届出者数(人)	33,118	32,171	30,950	29,488	27,828
個別面談実施率(%)	92.3	93.6	95.5	96.2	96.8

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況(各年度3月末現在)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
特定妊婦登録人数(人)	149	155	178	156	125

#### ウ 母子保健コーディネーターの配置

子育て世代包括支援センターの機能として、11区の区こども家庭支援課に母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

#### 【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

#### エ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメールで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

(相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題 等)

表 相談実績数

年度	27年度*	28年度	29年度	30年度	元年度
相談実績数(件)	69	349	341	414	509

\* 事業を開始した平成28年1月21日から平成28年3月31日までの期間の相談実績

#### オ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数(回)	256	253	247	247	202
参加者実人数(人)	314	313	298	289	262
参加者延べ人数(人)	883	981	950	940	820

#### カ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS(エジンバラ産後うつ質問票)を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	29年度*	30年度	元年度
2週間健診(件)	9,586	14,409	15,103
1か月健診(件)	14,982	21,949	22,019
合計	24,568	36,358	37,122

\* 平成29年6月から開始

#### キ 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的(産前8週、産後8週間)な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者(助産師)が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。平成28年7月からモデル事業として2施設で実施し、平成29年度からは緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しました。

表 実施状況

年度	28年度*	29年度	30年度	元年度
入所人数(人)	4	8	11	6
訪問指導者派遣回数(回)	45	30	70	62

\* 平成28年度から実施

## ク 医療機関における情報提供書を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱いガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携が加速し、連絡票の受理件数は、令和元年度3,042件で、年々増加しています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は診療情報提供書を再掲）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件数 (件)	1,783 (322)	1,922 (504)	2,363 (900)	2,859 (950)	3,042 (957)

## ケ 厚生労働省からの「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がない子どもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、平成30年度から、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

### （3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こども家庭課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

#### ア 関係機関向けの研修

##### （ア）児童相談所が実施した研修（令和元年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）(人)			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
98	3,092	110	716	168	2,098

##### （イ）区こども家庭支援課が実施した研修（令和元年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）(人)			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
167	5,208	1,570	539	1,572	1,527



(ウ) 局こども家庭課が実施した研修（保育・教育人材課と共催）（令和元年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）		
			教育関係	保育所	区・児相等
トラウマインフォームドケア	兵庫県こころのケアセンター 副センター長 亀岡 智美 氏	279人	21人	80人	178人

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられました。医療機関が行った虐待事例の診断や、児童相談所への通告など行政との連携等をテーマに、年2回の定期会議を開催しました。また、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換会を開催し、児童虐待の早期発見・支援について、行政との連携等を検討しました。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜市労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R元. 7. 11	標準化部会	【事例提供機関】 ① 昭和大学藤が丘病院 ② 昭和大学北部病院	52人
R元. 10. 17	研修会	研修テーマ：「母親のこころも診る？」 ～メンタルヘルス不調の母親への支援について～	128人
R元. 11. 21	標準化部会	【事例提供機関】 ① 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 ② 横浜市立市民病院	58人
	情報交換会	テーマ：コメディカルの立場から考えるCPT 開催、行政機関（区役所・児童相談所）への 児童虐待通告・情報提供	22人

## ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和元年度）

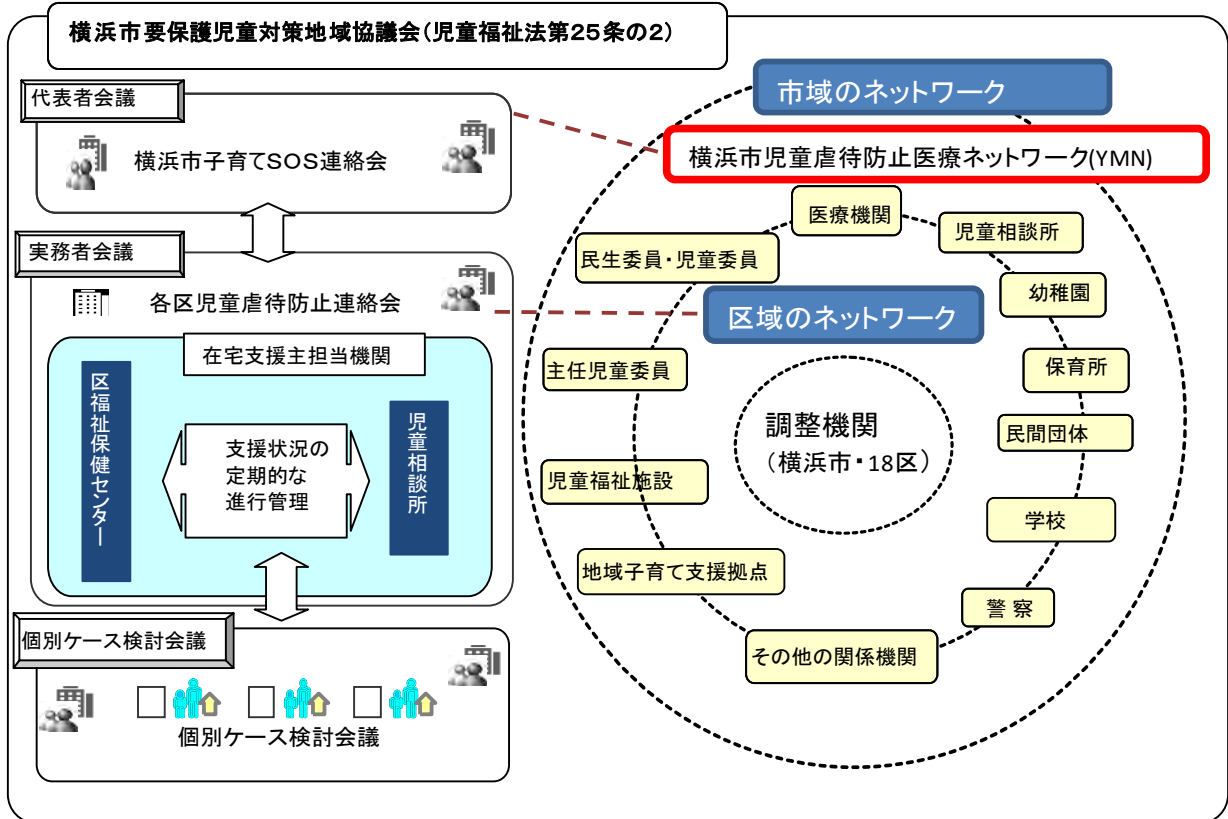
開催日	対象病院	主催	参加行政機関
H31.4.1	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	病院	南区
R元.5.13			中区、磯子区
R元.6.3			南区
R元.7.1			中区、磯子区
R元.8.5			南区
R元.9.2			磯子区
R元.10.7			南区
R元.11.11			中区、磯子区
R元.12.2			南区
R2.1.6			中区、磯子区
R2.2.3			南区
R元.5.28	済生会横浜市南部病院	病院	港南区
R元.11.26			
R元.6.6	浅川産婦人科	鶴見区	鶴見区
R元.6.21	横浜市北部地域療育センター	共催	緑区
R元.7.5	堀病院	瀬谷区	瀬谷区、泉区、旭区、保土ヶ谷区
R2.2.1			瀬谷区
R元.7.5	済生会横浜市東部病院	病院	鶴見区
R2.2.7			
R元.8.29	横浜労災病院	共催	港北区
R元.9.13	神奈川県立こども医療センター	共催	港北区
R2.3.6		病院	西区
R元.9.30	康心会汐見台病院	磯子区	磯子区
R元.11.1	横浜市立市民病院 横浜南共済病院 山本助産院	金沢区	金沢区
R元.11.18	産婦人科Sola	都筑区	都筑区
R元.11.22	産婦人科フォレストヴェルデ		
R元.11.23	産婦人科仲町台レディースクリニック		
R元.11.26	昭和大学横浜市北部病院		
R元.11.27	横浜市立みなと赤十字病院	中区	中区
R2.1.21		病院	磯子区
R2.2.4			南区
R2.2.25			中区
R2.3.17			磯子区
R元.12.3	あおのウィメンズクリニック 国立病院機構横浜医療センター 聖マリアクリニック 戸塚共立レディースクリニック メディカルパーク湘南	戸塚区	戸塚区
R元.12.10	横浜市総合リハビリテーションセンター	共催	港北区
R2.3.25			

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等（虐待を受けている子ども等）の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【実績】開催状況 第1回：令和元年6月20日、第2回：令和元年12月19日

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など517回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組例

鶴見区	専門家相談
神奈川区	DV・虐待心理相談事業
南区	児童虐待等相談支援事業
旭区	心理士の面接相談
港北区	子育てママの心の相談
緑区	ママのハートバランス事業
都筑区	コアラの相談
戸塚区	個別ヒーリング
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談
泉区	養育者面接
瀬谷区	母親のためのカウンセリング

イ 産後うつ対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る検討会を開催しました。

ウ およこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「およこの心の相談事業」をモデル区3区で実施しました。

(6) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育に努める(第4条第7項)

ア 親になるための準備

○区の取組

小・中学校と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和元年度の実施状況

内容	実施区	参加人数(人)
小・中学生を対象にした思春期健康教育等	14区	6,101

## イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

### ○重篤事例等検証委員会による検証

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、児童虐待による重篤事例検証委員会を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和元年度は、平成30年度に発生した児童虐待による重篤事例3件について検証を行いました。令和元年9月～令和2年2月に4回の検証委員会を開催し、令和2年度も継続して検証中です。検証結果については、令和2年10月に児童福祉審議会から報告書が提出される予定です。

## ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和元年度の実施状況

内容	実施区	参加人数（人）
親支援プログラムを活用した養育者支援事業等	4区	200
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	10区	940

## エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

### (ア) 被虐待児支援強化事業

被虐待児童支援強化事業では、児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察<sup>※</sup>等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

<sup>※</sup> 性的虐待を受けた子どもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア（児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減）に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
児童相談所職員 <sup>※</sup> （人）	14	15	12	12	16

<sup>※</sup> 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
受講者数（医師）（人）	8	5	9	9	9

### (イ) 健全育成事業

健全育成事業では、児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援している子どもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、子供の活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。

表 健全育成事業 各所実績（令和元年度）

	参加人数（人）	内容・行先等
中央児童相談所	95	動物園や水族館、公園等への外出、夏季宿泊キャンプの実施、調理実習の実施など
西部児童相談所	47	
南部児童相談所	48	
北部児童相談所	36	
合計	226	

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭（全小学校341校に配置）
- ・スクールソーシャルワーカー（4方面学校教育事務所に学校からの要請により支援する18人の区担当と、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する12人の巡回型担当、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計34人を配置。人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当2人と、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人、スーパーバイザーとしての担当係長1人を配置。）
- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和元年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R元. 5. 22	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (111人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後3事業に従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、放課後児童育成課の巡回相談員8名が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和元年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数
こどもの人権 (講師：横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課)	R元. 9. 26	57人
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R元. 10. 23	166人

### 3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等に努める（第7条第1項、第2項、第5項）

#### ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和元年度）

横浜市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横浜市医師会報に「子どもの虐待について」の記事を掲載。</li> <li>○ 小児科医会、各区の医師会及び行政で密に連絡を取っている。</li> </ul>
横浜市産婦人科医 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産婦人科医会と精神科医会とが連携して勉強会を企画し、産後うつにかかわる諸問題につき両診療科の垣根を越えた付き合いを継続している。</li> </ul>
横浜市精神科医会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産婦人科との連携を深める取組を進めている。</li> </ul>
横浜市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月22日（木）横浜市立戸塚小学校にて「夏季養護教諭・児童支援専任合同研修会」にて「歯科からみる虐待」の講演実施。（対象：養護教諭・児童支援専任）</li> <li>○ 10月31日（木）戸塚区役所にて行われた子育てサポート連絡会拡大研修会にて「口からみえる子どもの健康と虐待～子どもの歯に注目してみよう～」と題して講演実施。（対象；保育園・幼稚園・小学校教師・養護教諭・子育てサポート連絡会委員）</li> <li>○ 11月7日（木）横浜市歯科医師会にて地域保健地区担当者会議にてSOS連絡協議会の報告、今後の虐待に対する歯科医師の役割などを18区担当理事に説明。</li> <li>○ 児童虐待防止について各区歯科医師会担当者と情報共有</li> </ul>
神奈川県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 神奈川県下の児童相談所への専門的な弁護士の推薦</li> <li>○ 児童相談所において弁護士に「常時相談できる体制」を設置するための相談・検討</li> <li>○ 子どもの電話相談窓口の設置、相談業務</li> <li>○ 子どもの無戸籍状態を解消するための電話相談窓口の設置、協議会への参加</li> <li>○ 三機関共同面接の運用についての協議会への参加</li> <li>○ 各種研修、勉強会の開催、参加</li> </ul>
神奈川県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連絡会及び臨検・搜索訓練 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年から県内児童相談所と警察本部及び警察署で、相互の役割と立場について認識を深め、担当者同士の関係構築と連携強化を目的として連絡会を実施。令和元年度も横浜市のすべての児童相談所と実施。</li> <li>平成25年から、児童相談所と合同研修として、児童相談所の権限で家庭裁判所が発付する令状により、児童の安全確認等を行うために、強制的に家屋内に入り、児童を搜索する臨検搜索訓練を実施。実際に、警察学校内にある一軒家を利用したロールプレイングにより行い、臨場感のある実施訓練となっている。令和元年度は11月6日に実施。</li> </ul> </li> <li>○ 連携に関する協定の運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市と平成29年2月に「児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定」を締結して、必要な情報の共有を図っている。</li> <li>東京都目黒区の虐待事件を受けて、関係閣僚会議において、児童相談所と警察の連携の強化が求められたことを受け、この趣旨に沿った対応を図るため、協定の運用要領を改定して対応をすることとした。</li> </ul> </li> </ul>

<p>横浜地方法務局人権擁護課 横浜市人権擁護委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待に関する 人権相談体制 「子どもの人権110番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 法務局職員及び人権擁護委員が対応</li> <li>○ 「子どもの人権110番」強化週間の実施 8月29日から9月4日の相談時間延長 （平日19時まで、土曜日・日曜日10時から17時まで開設）</li> <li>○ 子ども人権SOSミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて6月から7月にかけて配布</li> <li>○ インターネット人権相談 法務省HPに専用フォームを設け、人権相談を受け付けている</li> <li>○ 上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施</li> </ul>
<p>横浜市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主任児童委員全員を対象とした研修を実施（R1.9.6）</li> <li>○ オレンジリボンたすきリレーのゴールエリアにてブースを出展。子どもたちと一緒に工作、綿菓子の配付（R1.10.27）</li> <li>○ 要保護児童対策連絡会に出席し、意見・情報交換（R1.6.24）</li> <li>○ 区児童虐待防止に関わる支援者向け講演会への参加（R1.9.30）</li> <li>○ 毎月、区児童支援・主任指導専任教諭協議会及び各小中学校にて見守り家庭の情報共有をし、連携を図る</li> </ul>
<p>横浜市社協児童福祉部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所による虐待対応件数が増加し続けているなか、保護された子どもたちの社会的養護の多様な場の確保と、職員の人材育成を課題認識している。</li> <li>○ 社会的養護を受けている子どもたちの継続的な支援とアフターケア</li> </ul>
<p>横浜市幼稚園協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横浜市こども青少年局と協力体制を取り、情報提供を受け会員園254園に会議やメール配信により周知。</li> <li>○ カウンセリング研修講座（年4回）や各区で行う研修会で、臨床心理士の先生に講師として虐待に限らず、保護者とかかわる方法や虐待の気づき方などのアドバイスを頂いている。</li> <li>○ 年間を通じて“子育て電話相談”を行い、週に2度、臨床心理士が在園保護者だけでなく一般からの相談を受け付けている。</li> <li>○ 区役所で行う虐待に関する研修に支部（区）の代表者が参加して、園長会での情報提供をする形をとっている支部（区）もある。なお、児童相談所や区の保健センターと連携が取れている園が多いと考える。</li> <li>○ 虐待等の報道があった場合、内容によって会長からのコメントを会議等を通して各園に周知している。</li> <li>○ ある区では、保護者と子どもを中心に、こども家庭支援課と相談しながら、面会を園で行ったり、園とこども家庭支援課で情報交換をして面会を待ってもらって様子を見たりの対応を行っている。</li> </ul>
<p>横浜私立保育園園長会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園園長会では、「保育園が児童虐待予防、早期発見の最前施設」との意識を持ち、毎日園児と家庭に寄り添っている。毎朝の園児の身体確認や保護者の言葉の変化、お休みの変化などで気になったことがあったら、区役所と児童相談所に連絡をしている。</li> </ul>



<p>横浜市立小学校長 会 横浜市立中学校長 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要保護児童、要支援児童に関わる区役所・児童相談所との定期的な情報提供の徹底。</li> <li>○ 各区児童支援・生徒指導専任教諭協議会において、区役所、児童相談所担当者との情報共有、研修会の実施。</li> <li>○ 校長会で虐待防止に関わる情報共有、研修会の実施。</li> <li>○ 各区児童虐待 DV 防止連絡会養育支援連携会議等での情報共有、支援体制の確認。</li> <li>○ 校長会と児童相談所 4 所長との協議会で情報交換及び初対応の検証による連携推進。</li> <li>○ 虐待に関する学校の通告義務について、教職員、保護者、地域へ周知。</li> <li>○ 横浜市子供を虐待から守る条例 7 条に則った事案対応。</li> <li>○ 年度当初 校内生徒指導体制の確認 虐待とは、その影響は、学校・教職員の役割等</li> <li>○ 虐待への組織的対応体制整備 校長・副校長・生徒指導専任教諭・養護教諭 他</li> <li>○ 専門職の活用 SC SSW</li> <li>○ 教育委員会事務局への報告・相談 方面別学校教育事務所との連携、弁護士相談</li> <li>○ 区役所・児童相談所との定期的な情報共有 要保護児童及び要支援児童等の情報共有に関する事務取扱要領</li> </ul>
<p>横浜市教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所との人事交流を継続し、教育と福祉の相互理解に努めている。</li> <li>○ 全専任教諭が参加する夏期研修で虐待ケースの事例検討を行い、対応力の向上を目指している。</li> <li>○ 就学時健康診断の実施要領を改正し、あわせて虐待対応の手引き及びチェックリストを作成。全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めている。</li> <li>○ 就学時健康診断や入学説明会を欠席する児童のフォローの流れを改訂し、あわせて専用の児童虐待防止連絡票を作成。現認できない児童の把握に努めている。</li> <li>○ 一人のスクールソーシャルワーカー (SSW) が 3 つの中学校ブロックを定期的に訪問する巡回型 SSW 活用事業をモデル実施し、虐待の早期発見・早期対応に努めている。(平成30年度：6 中学校ブロック ⇒ 令和元年度：37 中学校ブロック)</li> <li>○ 就学時健康診断における SSW の学校支援を試行。(対象：92校)</li> <li>○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしん SOS よこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。</li> <li>○ 区・児相・学校間の要保護児童等のスムーズな情報連携のあり方と SSW を活用した情報共有について、こども青少年局と検討している。</li> </ul>

市民局人権課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権よこはまキャンペーン（7月）や区民まつりの人権啓発ブース（6～11月）、人権啓発講演会（11月）、人権週間の市民広間展示（12月）等の各種啓発事業において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、市民に向けて、子どもの人権を尊重していくよう発信。</li> <li>○ 広報よこはま12月号において、虐待防止をテーマとする記事を掲載。（12月）</li> </ul>
--------	---

イ 教育委員会図書館による児童虐待防止啓発活動（令和元年度）

実施日	実施場所	事業内容
R元. 11. 1 ～R元. 11. 15	南図書館	南図書館での児童虐待防止啓発パネルの展示、啓発グッズの配付

（2）虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する（第5条第3項、第7条第3項）

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数（令和元年度）

市全体では警察等からの割合が39.0%となっています。区こども家庭支援課は福祉保健センター内での情報によって把握したものの割合が21.2%と多く、児童相談所では警察等からの児童通告が60.7%となっています。

（単位：件、%）

区 分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	元年度		30年度	元年度		30年度	元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター※1	885	987	9.0%	669	836	21.2%	216	151	2.1%
他都道府県市町村	210	236	2.1%	210	232	5.9%	0	4	0.1%
児童相談所	924	1,064	9.7%	103	89	2.3%	821	975	13.8%
保育所	292	358	3.3%	246	320	8.1%	46	38	0.5%
児童福祉施設等	88	83	0.8%	29	44	1.1%	59	39	0.6%
警察等	3,878	4,284	39.0%	8	6	0.2%	3,870	4,278	60.7%
医療機関	448	448	4.1%	352	337	8.5%	96	111	1.6%
幼稚園	18	52	0.5%	11	41	1.0%	7	11	0.2%
学校	751	861	7.8%	376	458	11.6%	375	403	5.7%
教育委員会等	6	7	0.1%	4	4	0.1%	2	3	0.0%
児童委員	30	45	0.4%	28	41	1.0%	2	4	0.1%
家族・親戚	784	1,062	9.7%	387	578	14.6%	397	484	6.9%
近隣・知人	714	822	7.5%	309	412	10.4%	405	410	5.8%
児童本人	52	58	0.5%	7	10	0.3%	45	48	0.7%
その他※2	525	631	5.7%	463	539	13.7%	62	92	1.3%
合計※3	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

※1 区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだものを含む。

※2 区役所の「その他」には、平成30年度から把握対象を拡大した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認」で、把握対象児童とされ、他都市や入国管理局等へ照会を行った件数を含む。

※3 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

## 4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

### (1) 通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、子どもの安全確認を行いました。

#### ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
区役所（件）	1,578	2,131	1,971	3,202	3,947
児童相談所（件）	3,892	4,132	4,825	6,403	7,051
合計（件）	5,470	6,263	6,796	9,605	10,998

#### イ 相談種別件数（令和元年度）

市全体では心理的虐待の割合が多く、49.0%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトの割合が55.3%と多く、児童相談所では心理的虐待の割合が62.6%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体		区役所		児童相談所	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
身体的虐待	2,455	22.3%	780	19.8%	1,675	23.8%
性的虐待	82	0.7%	10	0.3%	72	1.0%
心理的虐待	5,392	49.0%	975	24.7%	4,417	62.6%
ネグレクト	3,069	27.9%	2,182	55.3%	887	12.6%
合計*	10,998	100.0%	3,947	100.0%	7,051	100.0%

\* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

#### ウ 年齢別件数（令和元年度）

市全体では0歳から6歳までの未就学児童の割合が多く、54.1%となっています。区こども家庭支援課は未就学児童が71.3%と多く、児童相談所では小学生以上が55.7%と多くなっています。

（単位：件、%）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	元年度		30年度	元年度		30年度	元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
0歳	918	933	8.5%	524	522	13.2%	394	411	5.8%
1～6歳	4,241	5,013	45.6%	1,819	2,295	58.1%	2,422	2,718	38.5%
7～12歳	2,820	3,224	29.3%	676	871	22.1%	2,144	2,353	33.4%
13～15歳	1,089	1,205	11.0%	157	207	5.2%	932	998	14.2%
16歳以上	537	623	5.7%	26	52	1.3%	511	571	8.1%
合計*	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

\* 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

## エ 主たる虐待者別件数（令和元年度）

市全体では実母によるものの割合が多く、53.9%となっています。区子ども家庭支援課は実母の割合が70.4%と多く、児童相談所では実母の44.7%に対し、実父が46.1%とほぼ同じ割合になっています。

（単位：件、％）

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	30年度	元年度		30年度	元年度		30年度	元年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
実父	3,630	4,335	39.4%	727	1,081	27.4%	2,903	3,254	46.1%
実父以外の父	371	345	3.1%	54	49	1.2%	317	296	4.2%
実母	5,254	5,929	53.9%	2,370	2,778	70.4%	2,884	3,151	44.7%
実母以外の母	44	33	0.3%	12	6	0.2%	32	27	0.4%
その他	306	356	3.2%	39	33	0.8%	267	323	4.6%
合計※	9,605	10,998	100.0%	3,202	3,947	100.0%	6,403	7,051	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

## （2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

### ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
受付件数（件）	2,856	3,126	3,099	3,032	3,218

## （3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

### ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

平成27年7月1日から、より迅速に児童虐待の相談・通告を受け付け、虐待を早期発見することを目的に、児童相談所全国共通ダイヤルが従来の10桁の番号から三桁化（189）されました。また、令和元年12月3日から通話料が無料化されました。本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

表 児童相談所全国共通ダイヤル（189）から本市への接続状況

	30年度	元年度
接続状況（件）※	958	515

※ 携帯電話からの接続状況の公表がないため、携帯電話以外からの接続件数

## 5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、子どもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

### （1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項関係）

#### ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	28年度※	29年度	30年度	元年度
児童相談所から警察に提供（件）	23	553	1,226	937
警察から児童相談所に提供（件）	2	77	798	592
合計（件）	25	630	2,024	1,529

※ 平成28年度は1か月のみの実績（連携協定開始日が平成29年3月1日のため）

#### イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期の子どもへの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末
要保護児童（人）	3,860	4,222	3,980	4,315	4,604
特定妊婦（人）	149	155	178	156	125
合計（人）	4,009	4,377	4,158	4,471	4,729

#### ウ 個別ケース検討会議（第9条第1項）

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、子どもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和元年度は、1,785回開催し、延べ2,954人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
開催回数（回）	1,408	1,517	1,629	1,737	1,785

(2) 要保護児童の転居に伴う引継の徹底（第9条第2項）

要保護児童等として支援をしていた児童が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数（令和元年度）

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	230	168	238
児童相談所(件)	352	283	243
合計(件)	582	451	481

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

(1) 関係機関と連携し、子供の適切な保護及び支援に努める（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（4月1日現在）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
対象児童数（人）	34	35	41	31	34

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

令和元年度は、新たに3か所設置し、15区15か所で実施しています。

<設置区（令和元年度末現在）>

神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区

表 設置数及び相談件数

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
設置数（か所）	6	9	11	12	15
相談件数（件）	10,547	13,780	20,542	30,677	41,191

(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.17～20参照

### (3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和元年度、児童相談所では2,007件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,176件で、全体の58.6%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家計訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和元年度は出頭要求が2件でした。それ以外に子どもの安全を守るために警察への援助要請を8件実施しました。

#### ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
合 計 (件)	1,498	1,558	1,633	1,853	2,007
一時保護所 (件)	1,181	1,228	1,361	1,499	1,537
他機関 (件)	317	330	272	354	470
うち児童虐待 (件)	755	849	887	1,079	1,176

#### イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
立入調査 (件)	0	0	0	3	1
出頭要求 (件)	1	0	1	9	2
再出頭要求 (件)	0	0	0	1	0
臨検・捜索 (件)	0	0	0	1	0

#### ウ 弁護士相談

平成6年度から、子どもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使（立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等）に関する助言、相談を委託弁護士にお願いしています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

### (4) 警察への援助要請（第10条第4項）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
援助要請件数 (件)	0	9	3	15	8

#### 【参考】

- 出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第8条の2）  
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 再出頭要求等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の2）  
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める（出頭要求）ことができる。
- 臨検、捜索等（児童虐待の防止等に関する法律第9条の3）  
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

\* 平成28年5月の児童福祉法等の一部改正によって平成28年10月1日から臨検・捜索までの手続・時間短縮が図られました。

## (5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第10条第5項）

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳※までとなっています。

施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

※ 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳年度末延長が可能となりました。

### ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。

施設等退所者、入所児童の居場所として「よこはま Port For」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。

表 居場所利用実績

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
居場所利用者数（人）	921	902	1,583	792	551

・利用登録者数(累計)313人

### イ 資格等取得支援事業

施設等退所後の就労につながる資格取得のため、資格等取得支援費、大学等進学自立生活資金の助成を行いました。

表 給付実績

	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	1		4		2		4		3	
大学進学等自立生活 資金（カナエール）（人）	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
	6	9	8	9	5	8	-	8	-	6

・初年度納入金 元年度:13人

### ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につながるための説明会や広報啓発活動を行いました。また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたスキルアップ研修を実施しました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末
認定里親数（組）	149	159	169	172	196
委託里親数（組）	48	61	66	64	63
委託児童数（人）	58	74	81	79	77



表 スキルアップ研修の実施状況

	29年度末	30年度末	元年度末
実施回数	2	3	2
受講世帯数	8	17	22

表 ファミリーホームへの委託状況

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	元年度
ホーム数（か所）	7	7	7	6	5
委託児童数（人）	31	25	24	22	23

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
委託児童数（人）	25	32	29	32	34

## 7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

### （1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

#### ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりをとおして、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。子どもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

#### （ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築と子どもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、子どもや養育者と共有しながら支援をすすめました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
家族再統合件数（件）	133	104	96	193	192

#### イ 区の取組

DVや虐待被害者の心のケア、子どもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.14参照）

(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

(ア) 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和元年度実数244世帯

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
中央児童相談所（回）	786	765	763	850	752
西部児童相談所（回）	715	852	747	758	651
南部児童相談所（回）	638	617	619	705	809
北部児童相談所（回）	870	600	831	799	794
合計（回）	3,009	2,834	2,960	3,112	3,006

表 ヘルパー派遣実績 令和元年度実数147世帯

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
中央児童相談所（回）	1,534	1,877	2,017	2,362	2,223
西部児童相談所（回）	2,382	2,834	2,561	2,147	1,738
南部児童相談所（回）	1,194	1,022	1,054	707	661
北部児童相談所（回）	2,008	2,198	1,925	1,657	2,205
合計（回）	7,118	7,931	7,557	6,873	6,827

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
カウンセリング回数（回）	48	20	49	20	30
実人数（人）	8	5	8	4	7

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

子どもの面前での夫婦喧嘩やDVが子供に及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

## 8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

- (1) 妊娠中の女性は母子保健法の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるよう努める（第12条第1項）、妊娠中の女性の配偶者及び同居者は妊娠中の女性の身体・精神的負担を軽減し、安心して生活できるよう配慮する（第12条第2項）

### ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
補助券利用述べ数（件）	368,658	357,955	347,850	335,557	323,591

### イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
受診者数（人）	10,875	10,615	10,492	10,198	10,342
委託歯科医療機関数（か所）	1,296	1,332	1,351	1,404	1,440

### ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P.8参照

### エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P.8参照

### オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、区づくり推進自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
母親（両親）教室 （局事業）	764	16,942	756	15,014	738	13,855	738	13,703	657	11,671
土曜両親教室 （区づくり事業）	94	4,650	120	5,138	98	5,369	98	4,207	98	3,668
合計	858	21,592	876	20,152	836	19,224	836	17,910	755	15,339

(2) 産婦人科を有する医療機関は、さまざまな施策等の周知を図る(第12条第3項)

ア 「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために～横浜市の子育て支援～」(リーフレットの配架)

新生児家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、産前産後ヘルパー派遣事業、親子の居場所「地域子育て支援拠点」、育児に関する電話相談窓口「子ども・家庭支援相談」に関する育児支援サービス及び乳幼児揺さぶられ症候群の予防と泣いたときの対応方法を掲載したリーフレット「これからはじまる赤ちゃんとの生活のために」を毎年度作成し、市医師会、各区医師会の協力を得て、産婦人科医療機関に配布しています。

イ 「子育てに悩んでいませんか？」(リーフレットの配架)

産婦人科、小児科、精神科に対し、子育てに悩む養育者が早期に相談につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

## 9 子供虐待防止の啓発(第13条関係)

子どもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、子ども青少年局、各区子ども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を拡充しました。

(1) こども青少年局が実施した啓発活動(第13条)

虐待の基本的な知識、通告義務、条例における市民・関係機関・本市の責務などを紹介するリーフレット「STOP!子ども虐待～地域みんなで子どもを守ろう!～」を作成し、啓発キャンペーンなどの機会を捉えて、市民や関係機関に対して周知しました。

また、日本KFCホールディングス株式会社(平成29年3月7日締結)及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社(平成29年10月4日締結)と「地域活性化に関する包括連携協定」を締結し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配布、オレンジリボンキャンペーン等を行っています。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告(令和元年度)

こども青少年局が、令和元年度に実施した広報・啓発活動は次頁の事業一覧のとおりです。

	実施 期間・日	実施(予定)事項の具体的内容	備考(開催場所等)
1	通年	金沢動物園管理事務所と「ののほな館」にポスター掲示依頼(通年掲示)	金沢動物園
2	通年	よこはま動物園スーラシア管理事務所と管理棟1階の公衆電話横(授乳室の壁)にポスター掲示依頼(通年掲示)	よこはま動物園スーラシア
3	通年	野毛山動物園管理事務所と授乳室にポスター掲示依頼(通年掲示)	野毛山動物園
4	通年	横浜マリノスにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜マリノス
5	通年	横浜FCにポスター掲示依頼(通年掲示)	横浜FC
6	通年	ドコモCSの市内36店舗のドコモショップにポスター掲示依頼(通年掲示)	ドコモCS
7	通年	横浜市歴史博物館にポスター掲示依頼(通年掲示)	歴史博物館
8	通年	ハッピーローソにて、キャッピーの啓発パネル展示(通年展示)	山下公園ハッピーローソ
9	4月～9月	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告へ掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
10	4月～3月	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配布	ケンタッキーフライドチキン 市内41店舗
11	4月～3月	毎月5日に損保ジャパン日本興亜の社員等がオレンジリボンを着用顧客に啓発リーフレット配布	損保ジャパン日本興亜
12	4月～3月	31年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載	
13	4月6～7日	「マタニティ&ベビーフェスタ2019」で、啓発リーフレット(300部)配布	パシフィコ横浜 展示ホール
14	4月1、12日	こども青少年局配属職員(新採用、転入)に啓発リーフレット配布(240部)	
15	7月1日 ～7月31日	京急線のまど上広告枠に啓発ポスター掲示	京急線(全線)
16	10月27日	オレンジリボンたすきリレーのゴール地点でのオレンジリボンと啓発リーフレット配布とキャラクターによる啓発	横浜グランモール公園
17	10月、1月、 2月	水道の検針業務受託事業者への児童虐待の研修実施	
18	11月	全職員へEメール署名欄下部への児童虐待防止啓発文言掲載依頼	
19	11月	横浜市営バス全車両に啓発ポスター掲示	市営バス全車両
20	11月	横浜市営地下鉄と各駅(ブルーライン32駅、グリーンライン10駅)に啓発ポスター掲示	市営地下鉄各駅
21	11月	こどもタウンニュース11月号に児童虐待防止啓発広告を掲載	市内小学校
22	11月	開港記念会館のオレンジライトアップ及びリーフレットの配付	開港記念会館
23	11月	日本KFCの市内店舗にあるカーネル立像へのオレンジたすき掲出	
24	11月	区役所等と小中・特別支援学校へ厚労省からのポスター掲示、チラシ配布を依頼	
25	11月4日 ～10日	市営地下鉄ブルーライン車内のYS-VISIONに児童虐待防止啓発広告を掲載	市営地下鉄ブルーライン車内
26	12月	広報よこはま12月号全市版(人権特集号)に児童虐待防止についての記事を掲載	

## イ 「オレンジリボンたすきリレー」への協力

子どもの虹情報研修センター等による実行委員会が実施するオレンジリボンたすきリレーは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを「オレンジ色のたすき」に見立てて、港区、川崎市、二宮町、鎌倉市、三浦市の延べ6地点からグランモール公園のゴールを目指してリレーを行い、子ども虐待防止を広く市民に啓発する取組です。

横浜市は実行委員として参加するとともに、ゴール地点での啓発ブースを出店し、チラシ等の配布を行いました。啓発ブースでは、横浜市主任児童委員会と協働して模擬店やゲーム等でイベントを盛り上げました。また、各コースの中継点を持つ区の子ども家庭支援課では、主任児童委員と協力して中継点での啓発を行いました。

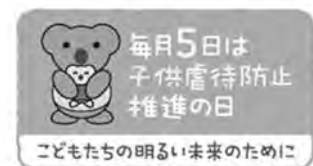
## (2) 区子ども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区の子ども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和元年度 広報等実績

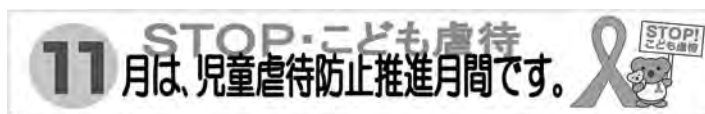
元年度実績	回数（回）	参加人数（人）
区民向けイベント	38	9,201
区民向け広報・啓発	120	70,178
その他（展示等）	10	1,770
合計	168	81,149

- ◇ 毎月5日の子供虐待防止推進の日にあわせ、市営地下鉄ブルーライン車内のLED広告枠に、児童虐待防止にかかる広告を掲載しました。



- ◇ 11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、本市経営責任職以上のオレンジリボンの着用と、職員の名札用バナーを着用の協力を依頼しました。

### 【名札バナー】



横浜市子ども虐待防止のキャラクター名前は、キャッピー（CAPY）です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま 子ども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、ぬりえや缶バッジで啓発し、横浜市の子育てを応援しています。

また、横浜市内の区民まつりなどにもでかけます。



## 横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐待られ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

### (基本理念)

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をい

う。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
  - (1) 親になるための準備
  - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
  - (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策
  - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
  - (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
  - 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。
  - 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

#### (保護者の責務)

- 第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健やかな成長を阻害するような著しい身体的又は精神的な苦痛を与えてはならない。
- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
  - 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
  - 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
  - 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければな



らない。

- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

- 2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転居（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条に規定する転居をいう。）又は転出（同法第24条に規定する転出をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転居先又は転出先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関

等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。

- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。



